

平成20年5月14日

各位

会社名 サトレストランシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝
(コード番号 8163 大証1部)
問合せ先 取締役兼執行役員副社長 清久 裕一
(TEL 072-227-5901)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の第40期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成20年4月11日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為がなされた場合の対応方針に関する「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件」を第3号議案に付議し、株主の皆様のご承認を得ることといたしました。

当社では、買収防衛策の導入、廃止・改正ならびに買収防衛策の対抗措置の発動につきまして、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、変更案第47条（買収防衛策の導入等）を新設するものであります。また、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当等を行う場合にも、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させることが可能となるように、買収防衛策としての新株予約権無償割当等を、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議に基づき行うことを可能とする変更案第48条（新株予約権無償割当等）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>第8章買収防衛策</u> <u>第47条（買収防衛策の導入等）</u> <u>株主総会は、買収防衛策の導入、継続、変更または廃止を決定することができる。また、取締役会は、買収防衛策の変更については買収防衛策に定める独立委員会の承認を得て、買収防衛策の廃止については単独で、株主総会の承認を得ずに決定することができる。</u>
(新設)	<u>第48条（新株予約権無償割当等）</u> <u>当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議によって、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成20年6月27日（金曜日）
平成20年6月27日（金曜日）

以上